

喜多方市規則第22号

喜多方市子ども医療費の助成に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病又は負傷の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、もって子どもを安心して産み育てられる環境づくり及び子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。
- (4) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費をいう。
- (5) 一部負担金 保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。
- (6) 付加給付 保険者が医療保険各法に規定する組合である場合において、当該組合の規約に基づき、同法に規定する保険給付にあわせて行う保険給付としてのその他の給付をいう。
- (7) 保険医療機関等 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局をいう。

(助成対象者)

第3条 この規則により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する子どもの保護者（子どもに保護者がいない場合にあっては、当該子ども）とする。ただし、当該子どもが生活保護法（昭和25年法

律第144号)の規定により保護を受けている場合は、この限りでない。

(助成)

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について医療保険各法による保険給付が行われた場合において、被保険者等が払うべき一部負担金の額を限度として対象者に医療費を助成するものとする。ただし、国若しくは地方公共団体又は医療保険各法に規定する保険者の負担による医療に関する給付又は付加給付がある場合は、当該給付の額を控除した額とする。

2 前項の一部負担金に、保険者が負担すべき医療保険各法に規定する高額療養費がある場合は、次の算式により算定した額をもって、一部負担金の額とする。

$$\left(\text{高額療養費の算定方法による世帯合算額から控除する額} \right) \times \left(\left(\text{前項に規定する額} \right) - \left(\text{入院時食事療養費定額負担分} \right) \right) \div \text{高額療養費の算定方法による世帯合算額} + \text{入院時食事療養費定額負担分}$$

3 喜多方市国民健康保険条例(平成18年喜多方市条例第164号)第4条第1号の規定によって一部負担金を支払うことを要しない国民健康保険の被保険者については、この規則による医療費の助成をしたものとみなす。

(受給資格の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする対象者は、子ども医療費受給資格登録申請書(様式第1号)を市長に提出し、子ども医療費受給資格の登録をしなければならない。

(受給資格者証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により登録された対象者に対し、子ども医療費受給資格者証(様式第2号)(以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。

(受給資格者証の提示)

第7条 受給資格者証の交付を受けた対象者(以下「受給資格者」という。)は、当該子どもが医療を受けるときは、保険医療機関等に対し受給資格者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによって行う。

2 前項の規定による支払があったときは、対象者に対し医療費の助成があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、対象者が保険医療機関等において一部負担金を支

払ったとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

4 前項に規定する方法により対象者が医療費の助成を受けようとするときは、子ども医療費助成申請書(様式第3号)を市長に提出して申請しなければならない。

(助成の決定交付)

第9条 市長は、前条第4項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定し、助成費を申請者に交付するものとする。

(届出義務等)

第10条 受給資格者は、登録申請書に記載した事項について変更があったとき又は受給資格者証を亡失し、若しくは損傷したときは、それぞれ子ども医療費受給資格内容変更届(様式第4号)又は子ども医療費受給資格者証再交付申請書(様式第5号)により速やかに市長に届け出なければならない。

2 対象者は、当該子どもが受給資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な行為によって医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させなければならない。

2 市長は、子どもが第三者の行為により疾病にかかり、又は負傷した場合において、当該第三者から当該疾病又は負傷につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額を限度として助成金の返還を求めることができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行し、同日以後の医療行為に係る医療費から適用する。

(喜多方市乳幼児医療費助成に関する規則の廃止)

2 喜多方市乳幼児医療費助成に関する規則（平成18年喜多方市規則第66号）は、
廃止する。

（喜多方市乳幼児医療費助成に関する規則の廃止に伴う経過措置）

3 この規則の施行の日前に喜多方市乳幼児医療費助成に関する規則第6条の乳幼児医療費受給資格証の交付を受けている者は、第5条に規定する受給資格の登録を受けた者とみなし、第6条の受給資格証を交付する。

4 前項の規定による受給資格証の交付に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行なうことができる。